

令和元年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程〔第2号〕

令和元年6月19日（水曜日）午前10時0分開議

※開議宣告

日程第1 第27号議案から第37号議案まで、第1号報告から第3号報告まで、及び報第1号から報第8号まで

質疑

委員会付託

〔ただし、報第1号から報第8号までを除く。〕

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

- | | |
|------|---------|
| 1 番 | 於 久 弘 治 |
| 2 番 | 毛 利 洋 子 |
| 3 番 | 中 尾 勉 |
| 4 番 | 黒 田 健 一 |
| 5 番 | 井ノ口 憲 治 |
| 6 番 | 阿 部 輝 之 |
| 7 番 | 土 谷 信 也 |
| 9 番 | 中山田 健 晴 |
| 10 番 | 松 本 博 彰 |
| 11 番 | 河 野 徳 久 |
| 12 番 | 安 東 正 洋 |
| 13 番 | 北 崎 安 行 |
| 14 番 | 河 野 正 春 |
| 15 番 | 菅 健 雄 |
| 16 番 | 大 石 忠 昭 |

○欠席議員（1名）

- | | |
|-----|---------|
| 8 番 | 成 重 博 文 |
|-----|---------|

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	安 田 祐 一
総括主幹兼庶務係長	黒 田 祐 子
総括主幹兼議事係長	板 井 保 明
専 門 員	小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
副 市 長	堤 隆

市参事兼総務課長	佐 藤 之 則
市参事兼財政課長	飯 沼 憲 一
企画情報課長	丸山野 幸 政
地域活力創造課長	川 口 達 也
税 務 課 長	土 谷 恒 男
市参事兼市民課長	近 藤 幸 一
保 険 年 金 課 長	大久保 正 人
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子育て支援課長	水 江 和 徳
健 康 推 進 課 長	清 水 栄 二
人権・同和対策課長	田 染 定 利
環 境 課 長	後 藤 史 明
商工観光課長	河 野 真 一
農業ブランド推進課長	黒 木 雄 二
耕地林業課長	早 田 博 昭
建 設 課 長	永 松 史 年
上下水道課長	早 尻 真 一
会計管理者兼会計課長	尾 形 稔
農業委員会事務局長	佐々木 真 治
選挙管理委員会・監査委員事務局長	
	藤 重 深 雪
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	大 力 雅 昭
市参事兼消防長	宗 高 徳
総務課 課長補佐兼総務法規係長	
	小 野 政 文
総務課 課長補佐兼秘書係長	
	都 甲 さおり

教育委員会

教 育 長	河 野 潔
教育総務課長兼地域総務一課長	
	安 藤 隆 治
学 校 教 育 課 長	衛 藤 恭 子
文 化 財 室 長	板 井 浩

○議長（菅 健雄君） これより、本日の会議を開きます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 開会日に行いました提案理由説明の内、工業統計速報値の出荷額を誤ってご報告してしまいました。正しくは、1事業所当たりの製造品出荷額は約13億7,000万円でございます。お詫びを申し上げ、訂正させていただきます。よ

6月19日

ろしくお願いします。

○議長（菅 健雄君） 日程第1、第27号議案から第37号議案まで、第1号報告から第3号報告まで及び報第1号から報第8号までを一括議題といたします。

初めに、議員各位にお知らせします。質疑及び質問に関連して、1番、於久弘治君及び16番、大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議案質疑通告表の順序により、16番、大石忠昭君の発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。

今回の議会に、市長から補正予算の議案や各種条例改正議案などが提案されておりますので、市民にとってどういう予算なのか、どういう事業効果なのか、あるいは条例改正でどのように市民に影響を及ぼすかなどをチェックする、審議するために質疑をしたいと思っております。

最初は、一般会計の補正予算について、4点質疑をいたします。

第1点目は、白ネギなど指定作物に対して野菜価格の差額の供給事業が実施されておまして、今回、936万円の市の負担金を追加するための補正予算が提案されておるんですが、これまで私の覚えている範囲では200万円から四、五百万円程度済んだと思うんですが、当初予算に300万円計上しておったと思いますが、1,000万円を超える市の負担金になるんですけれども、この理由などについて説明をしてもらいたいと思っております。

2つ目は、森林環境保全整備事業についてであります。

今回、県道の小田原から西叡山高山寺の下を通過して田染の平野に抜ける林道の本格的な整備をする予算が提案されております。振り返ってみますと、これは昨年の9月議会では私が現地調査をした結果を紹介をして、やっぱり大幅な予算を組んで本格的な整備の必要性を訴え、また、決算委員会でも議論をしまして、副市長が現場を視察するなどあり、3月議会に国の補助金を得ての事業をする予算が提案されましたけれども、今回、新たに起債も実施できるということから、総額で3,294万円の事業に組みかえることになったわけなんですけれども、市内には各種の林

道がありますけれども、この落水線の林道についても、やっぱり現状を見ますと高山寺の駐車場から奥、田染までについては、ほとんど林道の役割を果たせない状況なんです。

佐々木市長も観光振興に力を入れておりますが、景観では国の国宝といわれる、重要文化財景観として指定を受けているわけで、道路より上の夷岳、あそこまで含まれているんですけれども、その中を走る道路が一切車では通れない、普通通れない状況になっているんです。未舗装分、いわゆる小田原から高山寺までは完全舗装をされておまして整備されているんですけれども、それから先はもう全く、当初は私もよく登っておりましたけれども、今は全く通れない状況なので、今回これだけ、3,000万円を超える事業をやることになりましたけれども、やはり未舗装路線の部分は、やっぱり将来的に完全舗装をやるし、やはり枝打ちもやって、あるいは伐採もして、林道としての役割を果たせるようにする。そうすれば観光振興にも役立つと思うんです。

それで、今回質問をしたいのは、今回の事業組みかえ、あるいは事業費の増額によってどれぐらいの規模の事業が実施できるのか、しようと考えているのか。それから、着手、あるいは完成の時期などについて、まず説明をしてもらいたいと思っております。

3番目、4番目は、外国人との関係なんですけれども、外国人の人材を活用した事業で1,225万円、あるいはインバウンド対策で260万円の予算を組まれておりますけれども、この事業内容や効果について説明をしてもらいたいと思っております。

以上であります。

○議長（菅 健雄君） 農業ブランド推進課長、黒木雄二君。

○農業ブランド推進課長（黒木雄二君） 第27号議案に関するご質疑の内、指定園芸品目価格安定対策事業についてお答えいたします。

本事業は、市場価格の著しい下落に対し、時期別に定められた保証基準額と平均販売額の差の範囲内で補給交付金が交付されることにより、生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、経営安定を支援する制度であり、本市では、白ネギ、小ネギ、カボスの3品目が対象となっております。

補給金の原資につきましては、対象事業ごとに決められた負担割合に応じて資金造成したもので、これを基金として運用されています。

お手元の提出資料の2にございますとおり、昨年

度実績で申し上げますと、本市では、事業対象農家に対し、白ネギで延べ4,007万6,303円、小ネギとカボスで9万6,744円が補給交付金として交付されています。

今回の補正で計上しました936万5,000円につきましては、当初予算で計上しておりました200万円に対し、本年1月以降の白ネギの価格低迷により、想定以上の基金取り崩しが生じたことと、対象となる大分県農協の取扱数量が1,515トン拡大したことによるものであります。

本年度の造成総額は2億2,971万5,000円ほどでございます。この内本市の負担割合は全体の12分の1相当で、ほかに、国が2分の1、県が4分の1、農業団体及び生産者がそれぞれ2分の1となっており、さきの理由から、本市の負担額が1,136万5,000円となったことにより、当初予算額との差額を計上させていただきます。

本事業は、経営に対するセーフティネットとして機能しておりますが、昨年の白ネギの価格低迷の要因は全国的な気象災害により、夏場の一時的な出荷量の減少に対し、実需者側が輸入量を増加させたこと、その後、暖冬で生育が回復し、需給量が過剰となったことに加え、鍋ものなどの消費が伸びず、需要と供給のバランスが崩れたことによるものです。

議員ご質疑にあります野菜価格の安定化につきましては、第1に、市場から信頼され、消費者から必要とされる産地であることが重要であり、そのため、生産安定、安定出荷ができる産地を目指し、かん水施設などの生産対策や予冷施設の整備などによる品質向上対策をこれまでも実施してまいりました。

国内外との産地間競争や気象変動等の外的要因による影響を最小限にとどめられるよう、今後も引き続き生産者、農業団体、県との連携の下、支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 耕地林業課長、早田博昭君。

○耕地林業課長(早田博昭) 第27号議案の森林環境保全整備事業についてのご質疑にお答えいたします。

この事業は、集落と集落を結ぶ迂回路的な役目を担う林道の整備を行うものでございます。今回、事業を行います林道落水線は、小田原と田染平野の陽平を結ぶ林道であり、県道豊後高田安岐線及び県道新城山香線の迂回路的存在にあることから、事業期間を令和2年度までの2カ年とし、昨年度、国へ事

業採択の要望を行いました。

今年度につきましては、補正予算の承認をいただいたのち、約8キロメートルの調査及び測量を行い、実際に整備が必要な箇所を抽出した上で、特に路面が悪い小田原の一部と田染平野側の一部を合わせた約1キロメートルの区間を3月末完成で実施したいと考えております。

また、来年度につきましては、国及び県へ働きかけ、適正な予算の確保を行い、早期完成を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 第27号議案へのご質疑の内、外国人材の活用による明日につながる共生社会創造事業についてお答えいたします。

この事業は、国の外国人材の受け入れ共生のための総合的対応策の1つでありまして、地域における多文化共生の取り組みの促進及び支援、施策に基づき、地方創生推進交付金を活用して有能な外国人を雇用し、インバウンド誘客促進や技能実習生及び特定技能の輩出先の新たなルート開拓などの業務を行うとともに、市内在住の外国人との共生社会創造事業を合わせて実施するものでございます。

事業費は総額で1,225万円で、国の交付金が610万1,000円となっております。内訳としましては、台湾とミャンマー出身の外国人を2名雇用するための報酬374万4,000円、共済費67万2,000円、旅費20万円、そして、外国人の共生社会実現事業補助金763万4,000円を計上しております。

この補助金の内容としましては、市内在住の外国人向け日本語教室や実習生受け入れ企業向け外国語教室の開催、生活ガイドブック、避難マップ等の作成、業務に伴う海外への渡航費、国際交流スペースの改修費などでございます。

これらの事業によりまして、本市により多くのインバウンド観光客を誘致するとともに、技能実習生等の新たなルート開拓、そして、外国人居住者の皆さんが安心して暮らせる環境を整えてまいりたいと思っております。

次に、インバウンド対策事業についてお答えいたします。

この事業につきましては、現在、市内7カ所、富貴寺、真木大堂、熊野磨崖仏、田染荘、昭和の町、栗嶋公園、長崎鼻にある4カ国語に対応した音声ガイドシステムに、新たに今回3カ所、長安寺、天念

6月19日

寺、そして、霊仙寺、実相院及び六所神社を追加するための予算を計上するものでございます。

事業費の260万円は、事業主体であります国東半島誘客促進協議会への負担金でございまして、財源の3分の2に当たる173万3,000円が県のインバウンド対策補助金となっております。

なお、この事業は国東市と連携して実施するものでありまして、六郷満山全体へのインバウンド誘客の促進に寄与するものと思っております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 最初に、野菜の価格安定制度の問題についてですが、それぞれ、農家も県も国も市も負担割合が決まっています負担をするんだということですが、今回のこの補正は、先程、私、当初予算300万円と言いましたけれども200万円の間違いでしたので改めますが、合わせて1,136万円になるんですけれども、今度聞きたいのは、この制度に価格が暴落した、極端に下がった場合に、基準額以下のものについてはこの補償ができるわけなんですけれども、この制度を活用できる対象農家がどれだけなのか。

いわゆる白ネギに限ってでいいですから、白ネギの中で、生産農家がどれだけあって、この対象農家が幾らあると。

今回、昨年、ネギの暴落によってどれぐらいの戸数の農家がこの制度を活用することができたのかを説明してもらえませんか。

○議長（菅 健雄君） 農業ブランド推進課長、黒木雄二君。

○農業ブランド推進課長（黒木雄二君） 生産農家数につきましては、済みません、今、具体的数字を持っていませんが、昨年の全体出荷量から見ますと、豊後高田市の総出荷量の3割の数量がこの制度の対象となっております。

先程、今回ふえた要因としましては数量がふえたということで、豊後高田市の約半分に当たる数量が今回交付予約をしております、一時金の対象になるという状況になっております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 私も、この制度が当初、県でつくった段階の時にはよくここで議論をしたものなんですけれども、対象農家も12分の1の負担があるわけですかね。そのために加入していない農家も

あると思うんです。

だから、私は、今の実際に価格が下がって補償金をもらった農家が幾らかということは今聞いたんだけど、同時にもう1つ聞いたのは、ネギの生産農家が幾らあって、その内に、この制度の加入している農家が、1,136万円の負担金を出している農家がどれだけあるのか。それが3分の1ということですか、半分ということですか。もう3回目の質問になるので。

それで、やはりそれぞれ、国も県も市も受益者も負担をしあってお互いに助け合う制度になっておるんですけど、豊後高田の場合は、何といっても白ネギは日本一といわれるぐらい指定の作物になって全国でも有名になっておるんですけれども、やっぱり基本は価格を安定化させるということは一番の基本なんです。そうすると、それぞれの負担も軽く済む。市の負担も軽い、農家の負担も軽くて済むわけです。

だから、今後、先程も答弁がありましたけれども、今後もより一層、この白ネギの価格安定対策に取り組んでもらいたいと思いますが、今まで以上にこういうことをやるということがあったら、もう1回、述べてもらえませんか。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 農業ブランド推進課長、黒木雄二君。

○農業ブランド推進課長（黒木雄二君） 農家数につきましては、またあとで数字のほうはお示しをしたいと思いますが、やはり議員ご指摘のとおり、販売については、計画出荷等に結び付くようにというところは一番重要でございますから、生産出荷団体である農協等と充分な話をしながら、計画出荷に結び付くよう取り組みを今後も実施をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 次にいきます。小田原から田染までの林道についてです。

いま、課長から2年度事業で計画をして、1年目の予算がこれだということで、その事業内容は、高山寺の下のところから平野まで約8キロあるが、その中で、今回は現地調査、測量をして、約1キロの路面を舗装しようという趣旨の説明があったと思うんです。それでも、今までに比べたら大きな前進なんです。

それで、国のほうからも補助事業が始まったわけ

で、それぞれの市町村も国に要求して予算のぶんどり合戦が行われているんですけれども、2年度事業でやろうということなただけでも、私はこの際、森林環境保全贈与事業税の補助金を有効活用して、あの道路は市内の林道の中でも活用効果のある道路であろうと思うんです。それで、完全舗装をやるように、2年だけではなくて、3年、4年かかっても、国の補助金を獲得する、あるいは起債を使ってやってもらいたいと思いますが、市長、その辺、今後についてはどう考えますか。

○議長（菅 健雄君） しばらく休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（菅 健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

耕地林業課長、早田博昭君。

○耕地林業課長（早田博昭） それでは、大石議員の再質疑にお答えいたします。

この事業の全延長は11.8キロメートルあります。その内、未改良区間8キロメートルの内、実際に舗装が終わっているところ、または、平坦で路面が痛んでいないところについて、今現在、約3キロメートルと把握しております。それを、ことしと来年度で、2カ年で整備する予定にしております。

この事業につきましては、局部改良ということになりますので、路面等が悪くないところは対象外ということで、特にひどいところについて、整備を行うように計画しております。

また、森林環境贈与税につきましては、この事業とは全く違うものですから、その事業を活用することはできません。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） それでは、時間の関係もありますので、その国の補助対象事業がどれだけのものかというのは私も承知しておりますので、その範囲ギリギリで整備で努力をしてみらおうということで、また、今後についても、他の路線についてももっと広いところもありますので、活用できるものについては活用の検討もしてもらって、有効活用をもらいたいと思います。そのことを要望しておきます。

次に、3と4の問題なんですけれども、今回、合わせて1,500万円ぐらいの外国人観光客向けの事業を実施するわけなんですけど、また、ワールドカップ

の問題もありまして、オリンピックもありますから、大いに世界中から豊後高田、国東半島に外国人が観光に訪れることを期待しておりますけど。

最初のこの有能な外国人を2人雇って云々という問題なんですけれども、その関係で1,225万円なんですけれども、これはいつからいつまでの事業なんですか。

それから、ことばとしては、何か施設の整備の補助金というものもあると思うんですけれども、施設的なものについてじゃなくて、先程、詳しい説明がありましたけど、何かこの人たちは、実際はどこに勤務して、働くことになるんでしょうか。

それから、あわせて4番のところもいいますが、今回、また5カ国語のガイドのシステムを7箇所、今あるけども、あと3箇所ふやすということなんですけれども、これまで7箇所の設置において、外国人の観光客から何か喜ばれているという例などがありましたらちょっと、ひとつ紹介してもらえませんか。

○議長（菅 健雄君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、まず、外国人材の活用による明日につながる共生社会創造事業についての再質疑にお答えいたしたいと思えます。

まず、この事業をいつまでやるのかということですが、今回、補正で上げております事業につきましては、年度内を予定しております、まだ国の計画のほうにつきましては、2カ年、来年度もまた予算を組んで実施する予定でございます。

施設的には、施設の整備費としましては、交流スペースに対する助成を行う予定でございます。

それと、どこに勤務ですが、ミャンマー人の方につきましては、先程、答弁申し上げましたように、技能実習生とか、新たなルート開拓とかもありますんで、基本的には、昨年度、市と会議所と企業が連携して設置しました組合の事務所がメインになるかと思っております。

また、インバウンドの台湾の方につきましては、メインが観光誘客事業でございますので、今の予定としましては、まちづくり株式会社の事務所がメインの職場になるかというふうに思っております。

それと、7カ所に設置しました多言語音声ガイドシステムについて何か意見があったかということですが、具体的に何がよかったという話はまだ伺っておりませんので、今後、ラグビーワールドカップと

6月19日

合わせまして、非常に欧米の方は歴史文化に興味があるということですので、今後の活用増を期待しております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 時間がありませんので、次にいきます。

次は、第28号議案についてですが、下水の終末処理場の管理運営などに対する今後5年間の委託料が、27号と28号、同じ問題ですので一緒に質疑しますが、合わせて1億2,532万円の委託料が提案されているんですけども、これが適正であるかどうかということで、実は、佐々木市長にかわりましてから、草地にあります市のごみ処理場の補修費について、永松市長時代は平均して年に6,500万円の補修費を組んでおたけれども、佐々木市長にかわったら、問題を問題視しまして、最終的には業者との議論もして、6,500万円が1,000万円で済むことになったということで、これは市民もあっと驚いた問題の1つなんですけれども。

あるいは、広域ごみ処理施設についても、これまで、永松市長時代で計画したものと違って、佐々木市長になったらもう少し規模を縮小しようと、あるいは、こういうやり方を変えて住民の負担を軽くしようということと頑張っておられます。そのことを私も評価しております。

よって、この終末処理場についても、旧高田、真玉、香々地とそれぞれあるんですけども、合わせて1億2,532万円という金額が適正であるかどうかという点について、私たちはその根拠がわからないんです。市長も、この辺について、目くじらを立てて検討して、これが適正となったのか、今までの5年間に比べて少しは安くなったのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいんです。

なるべく業者言いなりではなくて、やっぱり根拠を示して、適正な単価で契約をしてもらいたいと思いますので質疑をいたします。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 上下水道課長、早尻真一君。

○上下水道課長（早尻真一君） それではお答えをします。

第28号議案及び第29号議案の債務負担行為は、豊後高田処理区、真玉処理区及び香々地処理区の終末処理場運転管理業務等を一括し、5年間、継続して委託するための予算措置です。

この委託費の積算に当たっては、全国の下水道事業実施団体で構成する公益社団法人日本下水道協会が発行した下水道施設維持管理積算要領に基づき、5年間の設計額を算出した上で、前回の委託契約による落札率を考慮し、調整した額をもとに算出しております。

委託契約の時期についてですが、本議案議決後の7月以降を予定しておりますが、来年度以降に必要となる債務負担行為の予算額として、第28号議案の公共下水道事業特別会計に豊後高田処理区の分を、第29号議案の特定環境保全公共下水道事業特別会計に真玉処理区及び香々地処理区の分をそれぞれ計上しております。

なお、前回の契約では、この平均の請求額に対して70%を下回っており、今回の契約につきましても、前回の落札の水準で契約をできれば、5年間のトータルで8,000万円程度の経費削減が可能ではないかと考えておりますので、今回も、その方向で契約できるよう努力してまいります。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 28号、29号議案なんですけど、前回の契約に比べてみて、今回の予算で提案されております1億2,000万円幾ら、これが市長自身がチェックをして適正という判断に立ったのかどうかをもう1回聞きます。

○議長（菅 健雄君） しばらく休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（菅 健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長、早尻真一君。

○上下水道課長（早尻真一君） 今回の予算の見積もり、計上に当たりましては、事前に市長と協議をいたしまして、その了解を得ております。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 当然、市長の決裁があって提案したものであることはわかりますけど、やっぱりこういうものについても、もう少し今後はチェックをしてもらって、市民の負担が軽くなればなるほど市民にとっては得なんですから、努力を促しておきたいと思います。

時間がありませんので、次にいきます。

次は31号議案で、消費税率の引き上げに伴う形で先取りをするというか、10月からの増税を見込んで、

市の条例、この分では17件の条例改定案が出ておるんですけども、今回の条例改定に伴う市民の負担増の影響をどう考えているか説明を求めます。

それからもう一つは、条例を精査してみますと、それぞれ据え置きをするもの、それから、上げ幅が、リスクが違うわけなんですけれども、そういう点について、今回のこの条例改定の根拠について示してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 市参事兼財政課長、飯沼憲一君。

○市参事兼財政課長（飯沼憲一君） 第31号議案についてお答えをいたします。

今回の条例改正による影響額についてでございますが、資料にお示ししているものの内、本議案では延べ17の条例改正がございます。これらの使用料等の改定による本年10月から来年3月までの6カ月間における影響額は357万8,000円を見込んでおります。

この第31号議案に係る条例改正の考え方でございますが、国からの通知等を踏まえまして、消費税の円滑かつ適正な転嫁をすることを基本に、外税の規定としているものにつきましては、条文中の税率を新税率の100分の110に変更しております。

また、総額表示しているものにつきましては、平成26年に税率が5%から8%となった際、10円未満の端数切り捨てにより据え置いたものがあつた経緯を踏まえまして、今回は税率が5%であったときの料金を一旦1.05で割り戻して、新しい税率である1.1を乗じて得た額から、やはり10円未満の端数を切り捨てるという方法を基本としております。

したがいまして、税率8%への改定の際に据え置いた、例えば300円の料金のもので、今回の改正では改定の対象としているところでございます。

なお、消費税を国に納付しないものであつても、さきに申しあげました国からの通知等を踏まえ、同様の計算方法により、消費税改定分を反映させていただくことといたしております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） この17の条例改定によって、ケーブルテレビ、上下水道の市民の手数料が引き上げられるという額が、半年間で約357万円になるんです。

実はまだ、国のほうは10月から実施ということやけども、まだまだ自民党の内部でも実施すべきじゃ

ないと。7月4日から参議院選挙もありますけれども、野党5党も共同して、消費税に対する考え方は各党まちまちなんですけれども、今のところ、安倍政権の下で10月からの消費税10%の増税は中止させるということで政策的には一致をして、参議院選挙で勝利をして中止に追い込んでいこうという作戦でやっています。

最近の世論調査を見ても、60%の国民が消費税10月からの増税を中止しろという声なんです。景気が悪化しているというのは政府も認めざるを得ない状況になっているんです。

だから、普通だったら10月から実施するとなつたら、もうまとめ買いをするわけなんだけど、そういう状況は今ないでしょう。だから、まだまだやっぱりやりようによってはあきらめるんじゃないで、10%増税中止が可能なんです。

市長は市民の暮らしを守るために、その立場になって、やっぱり市民を代弁して、安部政権に対して10%増税を中止しろという働きかけをすべきだと思うんです。なのに、先取りをして、まだ決まっていないのに10月からは高田では公共料金を改定して上げるんだというのは問題だと思いますので、私はこの議案の取り下げを求めますが、市長の考え方はどうでしょうか。

○議長（菅 健雄君） 市参事兼財政課長、飯沼憲一君。

○市参事兼財政課長（飯沼憲一君） お答えをいたします。

まず、消費税廃止の働きかけは、これまで全国市長会で、うちとしても社会保障の安定財源を確保する観点から、引き上げについては、むしろ反対と、お願いしたいというようなスタンスで臨んできております。

10月からなのに先取りでどうかということでありまして、現段階では、10月1日に消費税の引き上げがされるということが今の段階では決まっておりますので、周知期間を考えまして、9月のギリギリではなくて、6月議会、ちょっと前に処理機関を考えまして提案させていただいたところでございます。

将来、政局によってどうなるか分からないということでありまして、そういった場合には、その時にまた、そういった事態が起きればその際に考えなければならないというふうには思っておりますが、将来の仮定の話については、現段階では答弁は

6月19日

差し控えたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 時間が足らなくて、あと2つの議案のあとに市長に答弁を求めたいと思うんですけども。

あとは、市の花いろ温泉の料金引き上げの問題についてですが、大人が300円を400円にするということは33%の引き上げ、高齢者が200円を300円というのは50%の引き上げです。子どもについても33%の引き上げなんです。消費税と比べてみて、これは便乗値上げではないかという市民の批判はあります。

調べてみましたら、宇佐の場合は5か所、市の温泉があるんですけども、高齢者については、それぞれ100円なんです。全ての温泉が100円です。それから、その内大人については250円なんです。しかし、今度の6月議会の条例改定では、宇佐市については、温泉の料金改定をやらないということで、高齢者は100円のまま。ところが、豊後高田は300円に突然年度途中から上げるという、これは消費税引き上げに伴う便乗値上げでしょう。これは問題だと思うんですけども、上げることによって、利用者が減ることになるんじゃないかと。

健康交流センターとして、やっぱり高齢者の皆さんにも広く利用してもらおうということで作った施設で、永松市長時代には据え置きのままなんです。佐々木市長になって年度途中で改定するというのは、便乗値上げでおかしいんじゃないかと、市民の批判がものすごくあります。

これについても撤回を求めたいと思うんですが、なぜ、今回、こういう形での引き上げになったのか。撤回すべきだと思いますが、見解を求めます。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○子育て支援課長（水江和徳君） それでは、第35号議案、豊後高田市健康交流センター、花いろ条例の一部改正についての質疑にお答えをいたします。

今回の条例改正によりまして、提出資料にありますように、10月以降の6カ月間の試算で484万5,000円の影響額を見込んでおります。その内、消費税増税分を除いたものにつきましては433万3,000円となっております。

平成26年の消費税増税の際におきましては、単価当たりの影響額が10円未満の利用料金につきましては、

施設運営のさらなる効率化等に努めるということで料金改定を行わなかったという経過がありました。

一方では、施設の経年劣化によりまして、補修箇所が増加とともに、近年、原油価格の高止まりの状況が続いております。ボイラー用の灯油につきましても例外ではなく、平成30年度の決算では、燃料費が1,420万4,916円、前年度対比で約12%の増、また、平成28年度対比では約50%の増となっております、施設運営の大きな負担となっている状況でございます。

このようなことから、近傍の同種の温泉施設の利用料金も考慮しつつ、3か所の市営温泉施設の利用料金の統一を図りながら、健全な施設運営に資するため、改定をお願いするものでございます。

しかしながら、温泉を楽しみに足しげく通っていただいている方々も多くいらっしゃいますので、市民の健康、福祉の増進の観点から、回数券につきましては据え置きとさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） もう1点、第36号議案で、夷谷温泉については、中でも子どもについて100円が200円という2倍の引き上げになっておるんです。

私は、第31号、第35号、第36号について、それぞれ消費税増税に見合う先取りの公共料金の値上げ、温泉料金については33%から2倍の値上げまであるわけなので、市民は同意できないと思いますので撤回を求めたいと思いますが、市長の見解はどうでしょうか。

それからもう一つは、第31号の中にある障がい者の問題なんですけど、障がい者についても私が議会で問題にしまして、あの永松市長でさえもこれを認めて、障がい者の利用料金を300円から200円に引き下げたんです。

今回、条例整備をするので、やっぱりその辺は、確認をしておきますので、障がい者についても200円でいけるということでのよいのかどうか。

それからもう一つ、料金改定というならば、スパランド真玉では、年間を通じて5万円で利用できる特別券を発行して評判になっていますけれども、花いろでもそういう制度を設けたらどうかという声がありますが、検討する考えがないのか。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 子育て支援課長、水江和徳

君。

○子育て支援課長（水江和徳君） それでは、第35号議案についての再質疑にお答えいたします。

条例につきまして撤回をということでございますけれども、先程の財政課長の答弁のとおりでございます。

次に、障がいのある方の関係につきましてですが、障がいのある方の利用料金につきましては、その取扱いについて、平成26年6月、第2回の定例会の質疑を踏まえまして、同年の7月1日以降、障がい者手帳の提示をいただいた市内の方につきまして、利用料金を減額して、高齢者と同額の200円とさせていただきます。

利用料金につきましては、減免につきましては、この条例と施行規則、そして、指定管理者との基本協定におきまして、取り扱われることとなりますのでご了承いただきたいというふうに思っております。

そして、特別券の関係でございますけれども、現在のところ、考えておりません。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） もう1回市長にお尋ねしますが、今のこの3つの議案、消費税関連の公共料金の改定について撤回をしてもらいたいと思っておりますが、その意思はありませんか。市長の見解を求めます。市長じゃないと答えられないんじゃないんですか。

○議長（菅 健雄君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○子育て支援課長（水江和徳君） 再々質疑についてお答えをいたします。

先程、第31号議案について財政課長から答弁がありましたとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） もう1回、発言できるかな。

○議長（菅 健雄君） 今の件では、もう3回終わりました。

○16番（大石忠昭君） だから、市長はその意思がないと。

時間がないので次にいきますけど、この消費税というのは市長の裁量できるんですよ。市民から取り上げても、温泉料にしても、あるいは公民館や学校の教室の利用料などについても、幾ら市民からとっても国に上納をする必要はないということなんですよ。

だから、宇佐などは上げないというのに高田は上げるというのはおかしいということ指摘しておきます。

改めて、まだ10月までありますから、検討してもらいたいと思います。

次は、第37号の市営駐車場も300円から400円に引き上がるんですけども、この点で、市民の影響、負担がないと見ていいのか。ほとんど今、駐車場というのは市外の方が使っているということなのかどうか。その辺を分析されとったら答弁ください。

○議長（菅 健雄君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 第37号議案、豊後高田市営駐車場条例の一部改正についてのご質疑にお答えいたします。

まず初めに、有料の市営駐車場であります中央商店街駐車場及び昭和の町バス駐車場の目的について申し上げたいと思います。（○16番（大石忠昭君）

それはいらん。時間がないんじゃない。市民が使っている影響はどうか。それに答えてください。時間がないから。）市民が使っている影響についてでございますが、今回、改定と合わせまして、今現在、30分間無料という時間を設定しておりますが、それを10分間延長しまして、40分無料ということにします。普通車の分だけですが。

これによりまして、逆に市民の方は利便性が高まるのではないかと。商店街で買い物をする際に、30分ではなかなか時間が気になって買い物をしづらいのが、40分あれば、充分商店街での買い物ができるのではないかと。この改定に伴います市民への影響については少ないのではないかと。このように思っております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと7分ありますので、2つやりますから。簡単に答弁してもらいたいと思うんです。

8番目は、第3号報告、国保税の条例改定の専決処分についてなんですけど、これは今回、医療費分を58万円を61万円に引き上げるということは、合わせて、今度は最高の限度額の方は96万円になるわけです。年間96万円の税金を納めるということになるんですけども、所得、どういう方かと言いましたら、今度の改正では460万円ほど超えればこれだけ、最高限度額になるということですかね。正確には、4人世帯で490万円以上の方は96万円になる。

条例改定は、もう一つ、2割軽減、5割軽減の対象世帯を、少し枠を広げる改定であって、この分の話なんですけど、最高限度額については490万円で約96万円の国保税というのは、ほかの健康保険制度に比べて約倍なんです。だから私たちは問題にしているんですけども。時間がありませんので、もう一つありますので、答弁は、これで実際に今回影響を受ける方が何世帯おるとい判断なのか。金額でどれぐらいなのかと、これだけ教えてください。いいですか。1回目、これだけです。何世帯、金額でどれぐらいか。

○議長（菅 健雄君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） それでは、第3号報告のご質疑にお答えいたします。

今回の国保税課税限度額の改正につきましては、基礎課税額である医療分を58万円から61万円に改正しています。この改正による影響世帯については、92世帯で影響額は266万6,123円、改正前の58万円と改正後の61万円の範囲内で課税される影響額は6世帯で8万6,123円を見込んでおります。

次に、低所得者の方の軽減措置に係る……。○16番（大石忠昭君） もう、それだけでいいです。いいですか。以上です。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） この問題も、あすの一般質問で、国保税の構造的な問題点を問題にして、国に向けて改善を求めていってもらいたいと思うんですけども、時間がありませんので、きょうはこれだけにしておきます。

次は、最後は、報第8号、職員の公務中の交通事故の問題なんです。

3カ月に1回、定例議会がありますけれども、ほとんど毎回のようというぐらいこの種の事故が起こっているんですけども、今回の場合も、スーパーの駐車場における職員が軽トラをバッグで進めているときに、むしろ通行中の方と接触をして、双方が傷害を受けたということなんですけど、事故があったということなんですけど、やっぱり私を含めてですけども、あるいは毎日のように新聞、テレビで賑わしているように、高齢者の運転でアクセルとブレーキの関係など、いろいろ大きな問題になっておるんですけども、何とか私たち市議会議員も職員も市民の見本にあるように、飲酒運転は絶対だめだ、こういう事故もないように、お互いに気をつけた日

常生活、あるいは業務に携わらないといかないと思うんです。

今回、こういう事故がなぜ起こるとい分析をされているのか。今後、こういう事故を起こさないためにどうするかということがあったら市民の前で明らかにしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 市参事兼総務課長、佐藤之則君。

○市参事兼総務課長（佐藤之則君） 報第8号に係るご質疑にお答えいたします。

公用車の事故につきましては、今回もご報告する事態となりまして大変申し訳なく思っております。

今回の事故につきましては、先程、議員からもご指摘があったように、職員が作業用品店の駐車場で車をバックさせたところ、駐車場内を直進してきた相手方車両と接触して双方の車両が損傷、相手の方にけがも負わせてしまったものでありまして、市といたしましても、事態を重く受けとめているところでございます。

相手の方、そして、市民の皆様に対しまして、心よりおわび申し上げます。

今回の事故につきましては、ちょっとした不注意、議員も言われましたけれども、駐車場でバックをしたということの中で不注意があったのではないかというふうに思っておりますし、我々もそれに対する対応策として、過去にもいろいろ取り組んできておりますけど、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

具体的には、課長会議において毎月行っておりますが、全職員に周知をしっかりとっていくことと、この発生状況を各所属長から説明を受けて、全職員が情報を共有させて、こういうときも危ないんだというようなことを周知徹底をさせていただいているところでございます。

それから、あとは全公用車に注意喚起のステッカーを張って、注意喚起を促しているということ、それから、交通安全の夕刻指導に立って、交通安全運動にも取り組んで、それぞれ各自が自覚を持ってしているということ等、そのほか交通安全研修にも取り組んでいるとなっております。

先程も言いましたけれども、今回の事故につきましては、少しご報告の間があきましたので、私どもとしても少しホッとしていた矢先でございますけれども、原因となるちょっとした気の緩み、確認不足、

そういったことで交通事故を引き起こすことがないように、今後ともさらに注意喚起を行って安全運転を徹底していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○16番（大石忠昭君） 時間となりましたので終わります。

○議長（菅 健雄君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第27号議案から第37号議案まで及び第1号報告から第3号報告までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、あす午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時5分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健 雄

豊後高田市議会議員 井ノ口 憲 治

豊後高田市議会議員 阿 部 輝 之